

令和7・8年度東大和市小規模工事等受注希望者登録申請要領

東大和市では、小規模建設業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的として、市が発注する競争入札以外の小規模工事等（工事・修繕）の受注を希望する方の登録受付を行います。

1 登録できる方

- （1）主たる事業所の所在地が東大和市内にあること。
- （2）希望業種を履行するために必要な資格又は免許等を有していること。
- （3）市税を滞納していないこと。
- （4）契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- （5）指名業者登録名簿に登録されていないこと。

2 発注対象

1件の契約別途額が50万円以下の工事及び修繕で、契約内容が軽易かつその履行が容易であると認められるもの。

3 登録できる業種（詳細は申請業種一覧参照）

土木、建築、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、電気、管、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、舗装、防水、内装仕上、電気通信、造園、建具、その他

4 登録有効期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

（令和7年4月2日以降に申請した場合は、市が承認した日を有効期間の始期とする。）

5 受付開始

令和7年2月3日（月）から随時受付

6 受付場所

- （1）窓口

東大和市役所 契約検査課 3階3番窓口

- （2）郵送

〒207-8585

東大和市中心3-930 東大和市役所 行政管理部 契約検査課

窓口にご提出いただいた書類は、一旦お預かりします。

窓口にご持参いただいた書類もその場での審査はいたしません。

修正や連絡事項があれば電話連絡で対応させていただき、来庁をお願いする場合があります。

承認後、受付票を返却いたしますが、郵便での返送をご希望の場合は、宛先を記載した返信用封筒（切手貼付）をご用意ください。

7 申請書類等

- (1) 東大和市小規模工事等受注希望者登録申請書（第1号様式）
- (2) 東大和市小規模工事等受注希望者登録受付票（第2号様式）
- (3) 各種許可（登録）証明書の写し（資格・免許等が必要な場合）
- (4) 各種証明書（正本）

＜法人の場合＞ ①履歴事項全部証明書（発行から3か月以内） …登記所
②印鑑証明書（発行から3か月以内） …登記所
③法人市民税納税証明書（申請時直近のもの） …市役所納税課

＜個人の場合＞ ①ー1 商号を用いない場合
身分証明書（発行から3か月以内） …本籍地の区市町村役所（場）
①ー2 商号を用いる場合
履歴事項全部証明書（発行から3か月以内） …登記所
②印鑑証明書（発行から3か月以内） …市役所市民課又は登記所
③市民税・都民税納税証明書（申請時直近のもの） …市役所納税課
＊市民税・都民税が非課税の場合は市民税・都民税非課税証明書…市役所課税課

＊東大和市役所で取得していただく各種証明書の取得場所

- ・法人市民税納税証明書、市民税・都民税納税証明書：納税課（東大和市役所1階3番窓口）
- ・市民税・都民税非課税証明書：課税課（東大和市役所1階4番窓口）
- ・身分証明書（本籍地が東大和市の場合）、印鑑証明書：市民課（東大和市役所1階1番窓口）

- (5) 業務内容シート

※見積指名の際に参考としますので、詳しくご記入ください。

8 書類の作成について

手書きの場合は黒インクまたは黒色ボールペンを使用し、文字は楷書で記入してください。
日本語で記入してください（添付、提出書類等が日本語以外の場合は翻訳文を添えること）。

- (1) 東大和市小規模工事等受注希望者登録申請書（第1号様式）

- ①「商号又は名称」は、法人の場合は履歴事項全部証明書の名称を記入し、個人で名称を使用している場合は通称名（屋号）で記入してください。
- ②「所在地（住所）」は事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入ください。
- ③「役職名、代表者名」は、法人の場合は履歴事項全部証明書の「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- ④申請書へは必ず実印を押印してください。
見積書等に実印以外の印鑑を使用する場合は、使用印欄にも押印してください。
使用印は、**代表者を特定できるもの**に限ります。※社判、会社印（〇〇会社の印 等）は、使用印と認められません。
- ⑤希望業種により、資格・免許等が必要な業種は、その資格等の名称を記入してください。

- (2) 東大和市小規模工事等受注希望者登録受付票（第2号様式）

この受付票は、資格審査（受付）終了後に受付印を押印してお返します。
申請内容に変更等があった場合、必要になりますので大切に保管してください。

9 登録事項の変更

申請事項に変更が生じたときは、東大和市小規模工事等受注希望者登録事項変更届（第3号様式）により、遅滞なく届け出てください。

10 登録名簿の公表

登録名簿は、庁内に公開するほか、一般に公開する場合がありますので、予めご了承ください。

11 法令等の遵守

この制度に基づく契約の履行に当たり、東大和市契約事務規則その他関係法令を遵守してください。

12 登録名簿からの抹消

登録名簿に登載されている方が、1に規定する登録要件に該当しなくなった場合のほか、申請書等に虚偽の記載をした場合、契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合には、当該名簿から抹消します。

13 見積書の提出について

見積業者に指名されると、担当課から電話連絡をいたします。提示された仕様書等を確認のうえ、定められた期限までに見積書を提出してください。

市の契約は、複数者による競争見積りが原則となっています。そのため、見積書を提出されても契約者とならないことがありますので、予めご了承ください。

また、見積書の作成にかかる費用（経費等）は請求できません。

14 その他

（１）この制度は、登録することにより指名や契約を約束するものではありません。

（２）お問い合わせは、契約検査課契約係（電話 042-563-2111 内線 1342）までお願いします。

申請業種一覧

業種番号	業 種	業種内容の例
1	土木	道路等の工事・修繕
2	建築	建物等の工事・修繕
3	大工	大工、型枠、造作等
4	左官	左官、モルタル、吹付け等
5	とび、土工、コンクリート	とび、足場等仮設、工作物解体、土工、コンクリート、ネットフェンス等
6	石	石積み等
7	電気	送配電設備、構内電気設備、照明設備等
8	管	空調設備、給排水設備、厨房設備、衛生設備、ダクト
9	タイル、れんが、ブロック	ブロック積み、れんが積み、タイル張り
10	板金	板金加工取付け
11	ガラス	ガラス加工取付け
12	塗装	塗装
13	舗装	アスファルト舗装、砂・砂利舗装
14	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、シート防水
15	内装仕上	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、畳、襖、カーテン、ブラインド
16	電気通信	電気通信線路設備、電気通信機械、放送機械
17	造園	植栽、公園設備、園路
18	建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具
19	その他	上記にあてはまらないもの